

## 第5次中期事業計画（平成30年度～32年度）

埼玉県信用保証協会は、平成30年4月から改正信用保証協会法等が施行されることを受け、今まで以上に金融機関ならびに各中小企業等支援機関と連携しながら、地域の中小企業・小規模事業者（以下、「お客さま」という。）の発展・維持に努めます。

埼玉県信用保証協会の基本理念である「地域社会の発展のため、お客さまの中に秘められた可能性を発掘し、夢の実現のお手伝いをする」を体現するために、これまで以上にお客さまの目線に立ち、各機関と共に手を携えて行動します。

このような業務姿勢をもって、金融機関ならびに中小企業等支援機関との連携を追求し、金融・経営支援を通じて、真に県内のお客さまの成長と発展に資するよう、次の（1）（2）の観点から業務に取り組みます。

### （1）お客さま満足の追求

#### ① お客さまのニーズ把握

常にお客さまの目線に立ってニーズを的確に把握するとともに、その事業内容の適切な理解から発展性・持続可能性を見出し、多様な資金需要をサポートすることによってお客さまに「寄り添う」信用保証協会を目指します。

#### ② お客さまサービスの充実

金融機関とのより緊密な連携ならびに対話により、お客さまと金融機関との関係性強化をバックアップし、ライフステージに応じた適切な信用保証の供与によって金融支援に寄与します。あわせて、的確な経営支援策を提供することによってお客さまの「企業価値の磨き上げ」に資するよう努めます。

#### ③ 地域連携・情報発信の強化

地域経済の活性化の観点から、県・市町村・商工団体等との連携強化を促進します。また、信用保証の有用性に関する情報発信に努め、お客さまに「選ばれる」信用保証協会を目指します。

## (2) 経営基盤の強化

### ① コーポレートガバナンスの強化

コンプライアンスプログラムの実践および監理を強化し、また、経営方針等の職員への浸透・徹底を図ることで組織力の強化に努め、お客さまや金融機関および中小企業等支援機関から寄せられる社会的な期待に十分応えられる組織を目指します。

### ② 経営の健全性の向上

信用リスクの管理・制御を適時適切に行い、健全経営の維持・向上に努めます。また、経営を揺るがしかねない反社会的勢力の排除及び不正利用の防止に対しては細心の注意を払います。

### ③ 経営の効率化

お客さまに対する支援やサービスの充実に寄与するため、人員等の適切な配置に努め、組織・業務運営体制の効率化及び合理化を促進します。

### ④ 能力開発・人材育成の取組み強化

事業再生・事業承継等の高度化するお客さまの経営課題に対応しうる職員の育成に努め、お客さま満足の充実・向上に資するよう努めます。